

令和2年度事業報告書

【総括】

令和2年度（以下「本年度」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言に始まり、常に感染防止を意識した1年でした。

2年4月7日、東京、神奈川などの7都府県に緊急事態宣言が発令されましたが、時を同じくして日司連事務局職員のコロナ感染の疑いから、日司連及び東京会の事務局が1週間閉鎖されることとなった旨の報告を受け、本会においても事務局職員の勤務体制を臨時に変更しました。また、本会が実施する集合研修会を8月末まですべて中止とし、支部研修会についても同様に中止の要請を行うなど、コロナの脅威がどれ程のものなのか、その判断基準がない中、感染しない、そして感染させないことを第一に、対応を検討し、実施致しました。

定時総会は、当初2年5月15日（金）の開催を予定していましたが、4月27日の時点で緊急事態宣言解除の見通しが立たないため、延期を決定し、緊急事態宣言解除後の6月17日（水）に開催しました。会員の皆様には、委任状の利用をお願いするとともに、議事の模様は、YouTubeを用いてリアルタイムで配信をさせていただき、ご来賓の招待及び式典ならびにパーティーの開催については、残念ながら中止させていただきました。

そのような中、2年8月1日には「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）」が施行され、司法書士法の第1条に「司法書士は、この法律の定めるところにより、その業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」という使命が規定されました。会員個々がこの使命を自覚し、国民の権利擁護を第一に職務に取り組まなくてはなりません。

しかしながら、本年度研修12単位を取得できた会員は全体の約60%にあたる211人であり、実に約40%（141人）が未達成との結果が報告され。その中で0単位の会員は40人でした。コロナ禍であり、集合研修会が実施できなかったとしても、日司連ポータルサイト、本会が配信するYouTubeでの受講やDVDでの視聴など、単位を取得するすべは他にも沢山用意されています。厳しい言い方をすれば、自ら学ぶことを放棄したと言われても仕方のない状況であり、社会の信頼、司法書士全体の評価を傷つけかねない対応であり、非常に残念でなりません。

新型コロナウイルスはまた、会務の在り方に劇的な変化をもたらしました。これまで執行部、委員会等の会議は、ほとんどの場合集合して行っていましたが、集合とリモートのハイブリット型、もしくは完全リモートの形式で行うケースが増え、これにより、大幅に支出（旅費、交通費）を抑えることができました。すべての会議がリモートで完結することは難しいと思いますが、出来る限り活用して行きたいと考えます。

《重点事業》

1 相続登記の促進と空き家問題・所有者不明土地問題への対応

- ① 相続登記の促進については、8月3日の司法書士の日にあわせた相続登記特別相談の開催のほか、「相続登記はお済ですか月間」の実施、リーガルサポートながの支部との合同相談会、長和町での山間地無料相談会等において、相続に関する相談を実施しました。また、3年2月1日から相続登記相談センターを立ち上げ、ウェブによる相続登記に特化した相談を行っています。なお、業務部において、法制審議会における相続登記の義務化についての検討状況に関する資料を作成し、会員への情報提供等を実施しました。
- ② 空き家問題への対応については、安曇野市及び山形村から空き家対策支援専門家派遣事業に基づく申込みを受け、室賀PT委員長 大出PT副委員長を派遣しました。

2 台風19号による災害支援活動の継続並びに事業継続計画の策定

- ① 令和元年東日本台風（台風19号）による災害支援については、2年5月から3年2月までの間、計6回の相談会に相談員を派遣し、被災者の相談に対応しています。
- ② 地震等の自然災害のほか、新型コロナウイルス等の感染症に対する事務局体制等の維持運営について、事業継続計画（BCP）を策定しました。

3 民法一部改正（債権法・相続法）への対応

コロナ禍の影響から、周知活動は十分に行うことができませんでした。

4 在留外国人を対象としたリーガルサービスへの取組

多文化共生社会PTを中心に、県主催の外国人相談対応連絡会議等に参加し、また外国人を対象とした相談会の視察を行ったほか、対応会員の拡充を目的としたゼミナールを3回開催しました。

5 裁判事務の担い手育成と受託への取組

裁判業務対策委員会において、裁判事務ゼミナールを3回実施しました。また、債務整理集中講座を開催しました。

6 会員の執務の適正及び研修の充実

本年度の研修会は、集合型の研修会は中止としましたが、収録した研修動画をYouTubeで配信するなど、新たな取り組みを積極的に行いました。

7 広報活動の充実

総務部の報告のとおり、年6回の会報を発行したほか、本会ホームページのリニューアルを行いました。

8 執行部改革と事務局体制の見直し及び検証

3月31日、唐澤事務局長が定年退職し、翌4月1日より安達春子事務局長、守安和美主任がそれぞれ昇格する人事を行いました。唐澤前事務局長には引き続き参与として事務局のサポート及び事務局職員の育成に尽力していただきます。